



失踪すると・・・

- 失踪すると結局、**低賃金で働かされたり、賃金不払い**等になる危険性もあります。
- けがや病気をしても、保険を使うことができず、高い治療費を支払う可能性もあります。
- 失踪者という弱みを握られて犯罪に誘われたり、巻き込まれる危険もあります。

技能実習先以外の場所で働くと、「資格外活動」となり、退去強制の対象となり、**3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金**に処せられることがあります。

企業側も失踪者と知りながら、正規の手続を行わないで、技能実習生を働かせた場合、「不法就労助長」に問われる可能性があります。

犯罪に巻き込まれるなど身の危険を感じた場合は、110番通報してください。

